

# 資料

## 補足稿 「ケアマネジメントの導入経過・定義・プロセス」

### 1. ケアマネジメント導入の経過

ケアマネジメントは1970年代、アメリカでは精神障害者の在宅ケアづくり、イギリスでは高齢者の在宅生活維持のための手法として導入された。これらの背景には援助システムのコスト削減があった。日本における導入は1990年代以降であり、高齢者や障害者の「在宅ケア」をより効果的に行う技法として位置づけられた。導入の背景には欧米と同様、公的経費の削減、効率化が見られる。

#### 【高齢者福祉領域での導入・定義】

1994年「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」

高齢者介護・自立支援システム研究会

1997年「新たな高齢者介護制度について」老人保健福祉審議会

『高齢者自身がサービスを選択することを基本に専門家が連携して身近な地域で高齢者及びその家族を支援する仕込み』と定義

2000年介護保険制度 \* 給付管理の側面を重視した公的制度として位置づける

「介護支援サービス」: 要介護者が介護サービスを適切に利用できるよう、当該要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、そのおかれている環境、要介護者等及びその家族の希望を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、その担当者等を定めた計画を作成し、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

「介護支援専門員」: 要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行うものであって、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令等で定める者（介護保険法第79条第2項）

#### 【障害者福祉領域での導入・定義】

1997年12月「今後の障害者保険福祉施策のあり方について（中間報告）」

障害者関係三審議会

1999年1月「障害者介護等支援サービス体制推進事業について」

障害者関係三審議会

\* 「地域における障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、公的サービスの量的・質的確保とともに、障害者の多様なニーズに対応した総合的サービス提供が必要とされていることから、在宅福祉サービスを中心とした介

「介護支援サービス（ケアマネジメント）の事業を試行的に実施する」障害保険  
福祉主管課長会議資料：1999年3月

2003年 自立支援制度 支援費制度 Q&A 集 平成13年3月

2006年1月 障害者自立支援法 第5条17項

この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

- 一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。
- 二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

Cf. 第32条 サービス利用計画作成費の支給

日本福祉大学教授大野勇夫氏は、ケアマネジメントの二面性として、本質政策的側面（費用削減・効率化）と国民の利点・権利保障の側面を指摘している。については、国民のパートナーとしての役割がケアマネジメントには内在しており、政策的側面に対抗する性格・機能を持っているという指摘である。の側面を実行するためには、専門性や自律性、高い倫理観がケアマネジャーには求められることになる。

## 2. ケアマネジメントの定義

ケアマネジメントと同義のケースマネジメントの定義として、日本社会福祉実践理論学会は「個人やその家族のニーズを充足させるため、適切な各種の社会資源と結びつけること。ケースマネジメントの基本的な内容としては、ニーズのアセスメント、ケア計画の作成、ケア計画の実施、フォローアップがある。さらに、要援護者が社会資源を利用できるように弁護する機能もケースマネジメントには含まれており、社会資源の開発・修正といった機能を包含している」『社会福祉基本用語辞典』としている。

また日本また、地域福祉学会は「ケアマネジメントとは、ケアマネジャーが、クライアントの有するニーズと制度となっているフォーマルなサービス、また家族、親戚、近隣、

ボランティアなどのインフォーマルなサポートを結びつけ、クライアントの在宅生活を継続的に援助していく方法の総体をいう」『地域福祉辞典』としている。

ディビット・P・マクスリー（1996年）は、ケアマネジメントにおいて強調される点として 利用者の立場に立つ:本人の本来の能力を促進する、 サービスを調整する:地域の状況に合わせて調和のとれた援助を行う、 計画的に行う:資源全体を見渡して効率的かつ効果的な援助にする構え、 継続的に行う:機関を越え一定期間、一貫して援助を行う、をあげているが、重要な指摘である。

### **3 . ケアマネジメントのプロセス**

#### **(1) ケアマネジメントのプロセス**

上記のように、ケアマネジメントの定義については、論者によって強調点が違うが、ケアマネジメントのプロセス（過程）については、 相談受付から導入への見極め（インテーク） 課題分析（アセスメント） 個別支援計画（ケアプラン）の作成 個別支援計画（ケアプラン）の実施 継続的な管理（モニタリング）および評価により構成されるとするのが、共通認識となっている。

特に 課題分析（アセスメント）は重要である。そこでは日常生活及びそこでの生活問題を総合的に捉えること、その上で課題分析の作業は、1)利用者の生活についての正確な認識を共有すること、2)個別、具体的な支援の必要性を根拠をもって示すこと、3)制度改善や地域作りのための社会調査、データを得ること、が行われなければならない。これらにより、的確な援助計画や資源の活用・ネットワーク、支援の管理・評価、社会資源開発ができるのである。

障害者福祉全体に共通するケアマネジメントの課題として、 活動や参加を制限する、物理的・心理的・社会的なバリアの解消が目指されなければならないこと、 そのためにケアマネジメント過程においては、既存の社会資源の活用やネットワークと合わせて、新たな制度や事業といった社会資源の不断の開発が不可欠なこと、である。

相談受付から導入への見極め（インテーク）

- ・相談機関を訪れた人がケアマネジメントを必要としているか判断する
  - ・相談機関を訪れた人がかかえている問題状況や情報の提供・収集を行う
  - ・緊急に介入すべきかどうか判断する
  - ・他機関に紹介・送致する場合、納得と同意の上で他機関につなげていく
  - ・相手の意志を確認する
  - ・うずもれた人たちを発掘・発見し援助へつなげていくアウトリーチの取り組みが必要  
課題分析（アセスメント） \* 個別性の高い臨床的面接調査
  - ・利用者のおかれている生活や環境といった状況を把握し、希望や意向を尊重しながら生活ニーズを明らかにする
  - ・利用者のおかれている問題状況に関する情報の収集と分析を丁寧に進める
  - ・利用者固有の「生活ニーズ」、ニーズを妨げる要因を明らかにし、援助方法を検討する。
  - ・「できない部分」ばかりに着目するのではなく、「より豊かな部分」にも着目する
  - ・情報の収集は一方的に行うのではなく、利用者との共同作業として「対話」や「会話」を通して行う
  - ・面接の他、アセスメントシート、訪問調査、他の専門機関・施設との連絡、サービス担当者会議などの方法を用いる
- 個別支援計画（ケアプラン）の作成
- ・課題分析に基づいて個別支援計画を作る
  - ・個別支援計画策定において利用者の参加を得て、本人の意思・意向を尊重する
  - ・利用者がどのような地域生活を希望しているかを明確にして目標を設定する  
（障害者自立支援法の下では）必要量と支給量の格差や費用負担の問題などきめ細やかな配慮が必要
  - ・「どのようなサービスを」「いつ」「どこで」「だれが」「どの程度」「いつまでに提供」するのかを明らかにし、利用者に関わる事業者・スタッフの共通認識とする
- 個別支援計画（ケアプラン）の実施
- ・個別支援計画に位置づけられた社会資源が利用者にも有効に機能するために、ケアマネジメントを実施する機関と事業所（サービス供給主体）との連携が重要
- 継続的な管理（モニタリング）および評価
- ・当初の計画どおりサービスの提供が行われているか確認する
  - ・利用者や家族の変化などの情報交換し、新たな生活ニーズを把握する
  - ・不都合やトラブルが発生した場合は調整、計画の見直しを行う

## (2) 介護保険法におけるケアマネジャーの業務

介護保険法ではケアマネジャーの行う作業として、次のような具体的な作業（業務）が展開される。

### (居宅介護支援のケアマネジメント)

ケース発見 - 訪問面接・契約 - アセスメント - 居宅サービス計画原案作成 - サービス担当者会議 - 居宅サービス計画作成 - 居宅サービス計画 - 居宅サービス計画にもとづくサービスの依頼と調整 - サービス開始 - 戸別訪問・モニタリング - 月実績確認 - 給付管理情報作成 - 介護給付費明細書情報作成 - 給付管理票・介護給付費明細書送付 - 国保連形式資格上限チェック - 国保連審査委員会 - 請求明細、給付管理票返戻(保留)一覧表が届く - 支払い通知書発送 支払

### (予防介護のケアマネジメント)

地域包括支援センターからの依頼 - ケアマネ情報収集・アセスメント - A～C表案作成 - A～C表案を利用者に説明・同意 - サービス調整 - A～D表・E表別紙記入 - 担当者会議開催・ケアプラン修正 - 地域包括支援センターによる利用者・家族 計画書の交付・同意 - 利用者状況の把握 - サービス事業所からの報告と利用者状況付き合わせ - サービス提供支援経過記録の作成・E票記入 - 給付管理票(案)作成 - 給付管理票(案)を地域包括支援センターへ送付 - 3ヶ月に1度の訪問・面接・評価

## (3) 障害者自立支援法における相談事業とケアマネジメント

障害者自立支援法・事業における相談事業、一般的な相談支援の内容としては、1)福祉サービス利用援助(情報提供、連絡調整、相談) 2)社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) 3)社会生活力を高めるための支援 4)ピアカウンセリング 5)権利擁護のために必要な援助 6)専門機関の紹介 7)地域自立支援協議会の運営がある。

また別に市町村相談支援機能強化事業等(地域の実情に応じて実施・国庫補助事業)として、1)市町村相談支援機能強化事業:一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援が必要な事例や相談支援事業者に対する専門的指導・助言を行う専門的職員を市町村に配置する。2)住宅入居等支援事業:知的障害者・精神障害者を対象に、一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を、家主への相談・助言を行う事業。3)成年後見制度利用支援事業:成年後見制度の利用が有効とみとめられる身よりのない知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業、がある。

次に、障害者自立支援法における相談支援専門員の機能と役割としては、先に見たようなケアマネジメントのプロセス、内容のなかで、次のようなものがあげられる。

アセスメント機能：利用者が地域で希望する自立した生活を維持・継続するうえで、多くの情報を通して利用者が抱える生活の困難さと阻害となる複合的な生活課題（ニーズ）を整理し、利用者の希望や価値観を背景に。サービス利用計画を作成する。アセスメントの力は「利用者のストーリーを端的に語るができるように情報が整理されていること」。

計画機能（プランニング）：利用者の希望や価値観を背景とした目的設定を明確にし、その目標の実現に向けた障害福祉サービスやその他の資源を活用したプランニングを行う。

調整機能（マネジメント）：多種多様の調整を駆使して、地域生活を支援していく。

相談機能：相談内容を受けて利用者自らが問題・課題の解決又は希望・目標が達成できるよう支援する。

権利擁護機能：一貫して利用者の権利を擁護する機能。

また、障害者自立支援法・事業において、ケアマネジメントは、「各般の問題につき必要な情報の提供及び助言、市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に行う」(第5条)と位置づけられており、同法における自立支援は、具体的には給付を通して行われる

#### 【参考文献】

大野勇夫『これでよいのかケアマネジメント』大月書店 2003年

植田章「障害者に対する相談援助活動」鈴木勉他『現代障害者福祉論』高菅出版 2006年

『居宅介護支援専門員の為のケアマネジメント入門』瀬谷出版 2006年

## 聴覚障害に関する相談支援についての調査

注)「複数回答可」の表記のある質問については、当てはまるものいくつかをつけてください。

注)本アンケートに記載いただいた個人情報につきましては全日本ろうあ連盟事務局において管理いたします。個人情報はアンケート回答の内容確認など、調査に必要な範囲内のみで使用いたします。

### ・ご回答者について

#### 1 - 1 . どの地域で働いていますか

都道府県 ( ) 市町村 ( )

#### 1 - 2 . お名前をお書きください

( お名前は調査票の内容確認する時だけにしか使用しません )

ふりがな  
名前 ( )

#### 1 - 3 . 何歳代ですか

- |   |           |    |           |   |           |   |           |
|---|-----------|----|-----------|---|-----------|---|-----------|
| 1 | ~ 19 歳    | 2  | 20 ~ 29 歳 | 3 | 30 ~ 39 歳 | 4 | 40 ~ 44 歳 |
| 5 | 45 ~ 49 歳 | 6  | 50 ~ 54 歳 | 7 | 55 ~ 59 歳 | 8 | 60 ~ 64 歳 |
| 9 | 65 ~ 69 歳 | 10 | 70 歳 ~    |   |           |   |           |

#### 1 - 4 . 性別はどちらですか 1 男性 2 女性

#### 1 - 5 . 聴覚に障害はありますか

ご自分で当てはまると思われる番号に をつけてください

- 1 ろう 2 難聴 3 健聴

#### 1 - 6 . 日ごろの相談支援に際して、会話する方法は何ですか (複数回答可)

- 1 手話 2 筆談 3 触手話 4 指点字 5 音声  
6 その他 ( )

#### 1 - 7 . 手話はどの程度利用していますか (最も当てはまるもの1つに )

- 1 専門的な内容を手話で表現し、読み取りしている  
2 手話を使って普通の会話をしている  
3 ゆっくりなら手話を使って会話できる  
4 手話を使っての会話は難しい  
5 全くできない  
6 その他 ( )

**・職場等について**

**2 - 1 . あなたの職名は何ですか ( )**

**2 - 2 . 勤務先はどこですか。**

1 ) 具体的な名称 ( )

2 ) 勤務先としてどれか最も当てはまるものを選択して下さい ( 1 つだけ )

1 都道府県庁                      2 市町村役場                      3 都道府県福祉事務所

4 市町福祉事務所                5 更生相談所                      6 情報提供施設

7 聴覚障害者協会                      8 社会福祉協議会

9 ( 1~8 を除く ) 手話通訳事業所                      10 障害者福祉施設

11 高齢者福祉施設                      12 作業所

13 その他 ( )

**2 - 3 . 任命権者は誰ですか**

1 知事            2 市町村長            3 社会福祉法人 ( 社協を除く )

4 社会福祉協議会            5 聴覚障害者協会

6 その他 ( )

**2 - 4 . 勤務条件はどれに最も当てはまりますか**

1 正規職員            2 嘱託職員            3 アルバイト職員

4 パート職員            5 その他 ( )

**2 - 5 . 勤務形態はどれに当てはまりますか**

1 専任

具体的な職務内容はどのように規定されていますか

( )

2 兼務

1 ) どのような内容と兼務していますか

( )

2 ) 兼務の場合、昨年 1 年間で全体の業務量・時間を 100% とした場合、  
相談支援の割合は何% ぐらいですか? ( 約                      % )

**2 - 6 . その職名で働く 1 週間当たりの勤務日数・時間はどれくらいですか**

1 ) 1 週間当たりの勤務日数は                      日 / 週

2 ) 1 週間当たりの勤務時間は                      時間 / 週

**2 - 7 . 勤務先 ( あなたが雇用されている組織 ) には、**

**同じ職種の人が、あなたの他に何人いますか (                      人 )**



**その相談件数を内容別に記載してください**

(例 教育： 140 件)( : 件 )( : 件 )  
 ( : 件 )( : 件 )( : 件 )  
 ( : 件 )( : 件 )( : 件 )  
 ( : 件 )( : 件 )( : 件 )

**上記件数の 1 件あたりの件数の取り方をどのようにしていますか**

例えば、同じ利用者から一度の相談で、生活保護を受けたい、日常生活用具の申請をしたいとあれば、生活保護に該当する項目に 1 件、生活用具に該当する項目に 1 件とする、など。

**4) 昨年度の相談件数に関する統計資料があれば、別途添付をお願いします。**

**3 - 2 . 相談や支援の依頼はどなたを通じてありましたか**

**一番多いものから 1 ~ 5 までの順位をつけてください**

本人	自治会役員・地域の福祉委員
家族・親戚	医療機関
友人・知人・隣人	障害者福祉施設の職員
手話通訳者	高齢者福祉施設の職員
手話・要約筆記サークル員	福祉事務所・福祉課の職員
地域ボランティア	その他の行政機関
民生委員・児童委員	その他の民間福祉団体
その他 ( )	

**3 - 3 . 研修について**

**1 ) 昨年度 1 年間に、相談支援にかかわる研修を受けましたか**

1 受けた      2 受けなかった     



**2 ) 研修を受けた方は、この項目と 3 ) の項目にお答えください。**

研修名	主催は誰ですか (勤務先組織が分かるように)	出張・勤務扱いですか
例)全国ろうあ者相談員研修会	(財)全日本ろうあ連盟	1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )
		1 全額出張、2 一部出張扱い、 3 自費参加、4 その他(      )

**3 ) 受けたかったけれども受けられなかった研修がありましたか**

**あった場合には、以下にご記入ください**

研修名	主催者	受けられなかった理由







**-3. 地域生活支援（コミュニティワーク）**

**昨年度1年間に、聴覚障害者の抱える問題を解決したり、福祉サービスの向上のために、以下のような活動をしましたか**

**4 - 10. 関心のある聴覚障害者等を集めて、学習会や話し合いをしましたか**

1 いいえ

2 はい 具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 11. 社会福祉関係団体や事業所に対して打ち合わせや会議を持ちましたか**

1 いいえ

2 はい 具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 12. 聴覚障害者の関わる行政施策に関して、その行政の計画策定や委員会や会議等に参加しましたか**

1 いいえ

2 はい 具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 13 . 聴覚障害者の抱える問題を地域社会に周知するために、広報や啓発、情報提供などの活動を行いましたか**

- 1 いいえ
- 2 はい       具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 14 . 聴覚障害者が参加できる団体や利用できるサービスを創設しましたか**

- 1 いいえ
- 2 はい       具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 15 . 手話サークルや手話講座等により手話の普及を行いましたか**

- 1 いいえ
- 2 はい       具体的にどのようなことをしましたか

**4 - 16 . 聴覚障害者の生活問題や福祉サービス、コミュニケーション状況等について調査をしましたか**

- 1 いいえ
- 2 はい       具体的にどのようなことをしましたか

・自由記述

5 - 1 . 相談業務を行っていて、「聴覚障害からくる特性」だと感じたことはありますか。それは具体的にどのようなことですか

5 - 2 . 聴覚障害者の相談支援業務をするにあたり、主な問題や課題として感じることはどのようなことですか

5 - 3 . 相談支援をすることによって良かったことは何ですか

5 - 4 . 聴覚障害者を対象とした相談支援をする者として、必要な条件や資質は何だと思えますか

5 - 5 . 聴覚障害者福祉士の資格の創設についてどのように考えますか

5 - 6 . 本調査やその他何か気づいたことなどありましたら、お書きください

どうもありがとうございました

記入後、恐れ入りますが 10 月 2 日(月)までに全日本ろうあ連盟本部事務所へご送信ください。

# 委員名簿

## 【 委 員 名 簿 】

### 本委員会

- 委員長 安藤豊喜 (財団法人全日本ろうあ連盟理事長)
- 委員(ア行順)
- 石川芳郎 (全国手話通訳問題研究会副運営委員長)
- 奥野英子 (筑波大学大学院教授)
- 倉知延章 (日本手話通訳士協会理事)
- 小中栄一 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
- 佐藤修 (全国ろう重複障害者施設連絡協議会副会長)
- 保住進 (特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会事務局長)
- 松本正志 (財団法人全日本ろうあ連盟福祉対策部長)
- 村岡美和 (社会福祉法人全国盲ろう者協会職員)

### 作業委員会

- 委員長 松本正志 (財団法人全日本ろうあ連盟福祉対策部長)
- 委員(ア行順)
- 石野富志三郎 (滋賀県立聴覚障害者センター副所長)
- 伊藤正 (全国手話通訳問題研究会事務局員)
- 木下武徳 (北星学園大学講師)
- 渋谷雄幸 (札幌市中央区保健福祉部保健福祉課ろうあ者相談員)
- 中村愼策 (福岡市中央福祉事務所ろうあ者相談員)
- 森川美恵子 (松山市身体障害者福祉センター手話生活指導員)
- 矢野耕二 (社団法人東京都聴覚障害者連盟理事、社会福祉士)

### 研修委員会

- 委員長 小中栄一 (財団法人全日本ろうあ連盟事務局長)
- 委員(ア行順)
- 園田大昭 (財団法人全日本ろうあ連盟福祉対策部付理事)
- 田中清 (埼玉聴覚障害者情報センター聴覚障害者相談員)
- 野澤克哉 (東京学芸大学非常勤講師)
- 林智樹 (日本手話通訳士協会理事)
- 藤崎周平 (全国ろう重複障害者施設連絡協議会事務局員)
- 山中聡 (京都市聴覚言語障害センター地域福祉部長)